

変動金利定期預金規定 単利型（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。

この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

② 中間利払日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満
約定利率×50%

b 1年以上2年未満
約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満
約定利率×40%

- b 1年以上1年6か月未満
約定利率×50%
- c 1年6か月以上2年未満
約定利率×60%
- d 2年以上2年6か月未満
約定利率×70%
- e 2年6か月以上3年未満
約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以 上